

事務連絡
平成 25 年 7 月 17 日

各

都道府県
政令市
特別区

 感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

台湾における野生動物の狂犬病の発生について（第一報）

今般、7月16日付けで台湾行政院農業委員会より野生動物（イタチアナグマ）において狂犬病の発生を確認した旨の公表がありました。

これを受けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法」という。）に基づく動物の輸入届出制度においては、狂犬病が発生していないとして厚生労働大臣が指定する地域から台湾を削除する予定です。なお、イタチアナグマについては、平成15年以降、感染症法に基づき、すべての国からの輸入を禁止しています。また、狂犬病予防法（昭和25年法律247号）に基づく犬等の検疫の取扱いに関し、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課より本日付けでプレスリリースがなされましたので情報提供します。

これから、夏休みで海外へ旅行される方が増えることが予想されますが、感染症予防の観点から、動物にむやみに接触することがないように、引き続き普及啓発に御協力いただきますようお願いいたします。

今後、本件に関し、新しい情報が入りましたら、適時にお知らせします。関係部局、関係団体等に対し、周知いただきますよう併せてよろしく申し上げます。

○厚生労働省 夏休み期間中における海外での感染症予防について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel/2013summer.html

○厚生労働省検疫所（FORTH）

<http://www.forth.go.jp/>